

(組合財産の管理方法)

第52条 この組合の財産の管理の方法は、組合会の議決を経て別に定める。

(附則)

1. 平成8年7月15日 条文変更。
2. 第61条の規約を第52条に変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。